

（会社法の特例）

第四十条 機構が買い取った市場価格のある株式を発行する会社が、当該株式を機構から買い受ける場合において、会社法（平成十七年法律第 号）第百五十六条第一項及び第百六十条第一項の決議をするときは、同条第二項及び第三項並びに第三百九条第二項第二号の規定は、適用しない。

2・3 （略）

（借入金及び銀行等保有株式取得機構債）

第五十条 機構は、第三十四条第一項各号に掲げる業務を行うため必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、内閣府令・財務省令で定める金融機関から資金の借入れ（借換えを含む。）をし、又は銀行等保有株式取得機構債（以下「機構債」という。）の発行（機構債の借換えのための発行を含む。）をすることができる。この場合において、機構は、機構債の債券を発行することができる。

2 前項の規定による借入金の現在額及び同項の規定により発行する機構債の元本に係る債務の現在額の合計額のうち、第四十八条第一項第二号に掲げる業務に係る金額は、政令で定める金額を超えることとなつてはならない。

3 第一項の規定による機構債の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4 （略）

5 機構は、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、機構債の発行に関する事務の全部又は一部を銀行等又は信託会社に委託することができる。

6 会社法第七百五十五条及び第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行等又は信託会社について準用する。

7 第一項及び第三項から前項までに定めるもののほか、機構債に関し必要な事項は、政令で定める。

（政府保証）

第五十一条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の前条第一項の借入れ又は同項の機構債に係る債務（第四十八条第一項第二号に掲げる業務に係るものに限る。）の保証をすることができる。

（商法の特例）

第四十条 機構が買い取った市場価格のある株式を発行する会社が、当該株式を機構から買い受ける場合において、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百一十条第一項の決議をするときは、同条第五項、第六項後段及び第七項の規定は、適用しない。

2・3 （略）

（借入金及び銀行等保有株式取得機構債券）

第五十条 機構は、第三十四条第一項各号に掲げる業務を行うため必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、内閣府令・財務省令で定める金融機関から資金の借入れ（借換えを含む。）をし、又は銀行等保有株式取得機構債券（以下「債券」という。）の発行（債券の借換えのための発行を含む。）をすることができる。

2 前項の規定による借入金の現在額及び同項の規定により発行する債券の元本に係る債務の現在額の合計額のうち、第四十八条第一項第二号に掲げる業務に係る金額は、政令で定める金額を超えることとなつてはならない。

3 第一項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4 （略）

5 機構は、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行等又は信託会社に委託することができる。

6 商法第三百九条、第三百十条及び第三百一十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行等又は信託会社について準用する。

7 第一項及び第三項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（政府保証）

第五十一条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の前条第一項の借入れ又は同項の債券に係る債務（第四十八条第一項第二号に掲げる業務に係るものに限る。）の保証をすることができる。

改 正 案

現 行

附 則

附 則

（信託業法の一部改正）

第五十八条 信託業法（平成十六年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三十条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

（信託業法の一部改正）

第五十八条 信託業法（平成十六年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三十条第二項を削る。

（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正）

第六十二条 投資信託及び投資法人に関する法律の一部を次のように改正する。

第百三十九条の十一中「、社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）」を削る。

第百九十六条第三項中「又は第百三十九条の十一の規定により適用される社債等登録法第四条の規定により投資法人が投資法人債券を発行しない場合」及び「、当該投資法人債券に表示されるべき投資法人債は投資法人債券と、それぞれ」を削る。

（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正）

第六十二条 投資信託及び投資法人に関する法律の一部を次のように改正する。

第百三十九条の六第二項中「、社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）」を削る。

第百九十六条第三項中「又は第百三十九条の六第二項の規定により適用される社債等登録法第四条の規定により投資法人が投資法人債券を発行しない場合」及び「、当該投資法人債券に表示されるべき投資法人債は投資法人債券と、それぞれ」を削る。

（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六十四条 附則第三条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧社債等登録法の規定による登録社債等については、前条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の十一及び第百九十六条第三項の規定は、なおその効力を有する。

（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六十四条 附則第三条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧社債等登録法の規定による登録社債等については、前条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の六第二項及び第百九十六条第三項の規定は、なおその効力を有する。

（信用金庫法の一部改正）

第六十五条 信用金庫法の一部を次のように改正する。

第五十四条の十九を次のように改める。

第五十四条の十九 削除

（信用金庫法の一部改正）

第六十五条 信用金庫法の一部を次のように改正する。

第五十四条の十三を次のように改める。

第五十四条の十三 削除

（信用金庫法の一部改正に伴う経過措置）

第六十六条 附則第三条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧社債等登録法の規定による登録社債等については、前条の規定による改正前の信用金庫法第五十四条の十九の規定は、なおその効力を有する。

（信用金庫法の一部改正に伴う経過措置）

第六十六条 附則第三条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧社債等登録法の規定による登録社債等については、前条の規定による改正前の信用金庫法第五十四条の十三の規定は、なおその効力を有する。

（保険業法の一部改正）

第七十一条 保険業法の一部を次のように改正する。

第六十一条の九中「、社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）」を削る。

（保険業法の一部改正）

第七十一条 保険業法の一部を次のように改正する。

第六十一条第三項中「、社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）」を削る。

（保険業法の一部改正に伴う経過措置）

（保険業法の一部改正に伴う経過措置）

第七十二条 附則第三条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧社債等登録法の規定による登録社債等については、前条の規定による改正前の保険業法第六十一条の九の規定は、なおその効力を有する。

(資産の流動化に関する法律の一部改正)

第七十三条 資産の流動化に関する法律の一部を次のように改正する。

第百三十条第一項中、「社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)」を削る。

(資産の流動化に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七十四条 附則第三条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧社債等登録法の規定による登録社債等については、前条の規定による改正前の資産の流動化に関する法律第百三十条第二項の規定は、なおその効力を有する。

(金融庁設置法の一部改正)

第七十五条 金融庁設置法(平成十年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

第四条第十九号中、「振替及び登録」を「及び振替」に改める。

第八条中、「社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)」を削る。

第二十条中、「社債等登録法」を削る。

第七十六条及び第七十七条 削除

第七十二条 附則第三条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧社債等登録法の規定による登録社債等については、前条の規定による改正前の保険業法第六十一条第三項の規定は、なおその効力を有する。

(資産の流動化に関する法律の一部改正)

第七十三条 資産の流動化に関する法律の一部を次のように改正する。

第百十三条第二項中、「社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)」を削る。

(資産の流動化に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七十四条 附則第三条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧社債等登録法の規定による登録社債等については、前条の規定による改正前の資産の流動化に関する法律第百十三条第二項の規定は、なおその効力を有する。

(金融庁設置法の一部改正)

第七十五条 金融庁設置法(平成十年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

第四条第十九号中、「振替及び登録」を「及び振替」に改める。

(新設)

(新設)

(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正)

第七十六条 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)(附則第一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号))の一部を次のように改正する。

第百十三条第一項中、「社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)」を削る。

(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七十七条 附則第三条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧社債等登録法の規定による登録社債等については、前条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第百十三条第二項の規定は、なおその効力を有する。

改 正 案

現 行

附 則

附 則

第四条 一般預金等（新預金保険法第五十一条第一項に規定する一般預金等をいい、新預金保険法第六十九条の二第二項の規定により決済用預金とみなされるものを除く。第一号において同じ。）のうち政令で定めるもの（第一号において「要調整一般預金等」という。）、「決済用預金」（新預金保険法第五十一条の二第一項に規定する決済用預金をいい、新預金保険法第六十九条の二第二項の規定により決済用預金とみなされる一般預金等を含む。第二号において同じ。）のうち政令で定めるもの（第二号において「要調整決済用預金」という。）及び特定決済債務について各日においてその額を計算することが困難なものとして内閣総理大臣の承認を受けた金融機関が、新預金保険法第五十条の規定により平成十七年四月一日に開始する営業年度からこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日の属する営業年度（会社法（平成十七年法律第号）の施行の日以後にあつては、事業年度。以下この条及び次条において同じ。）までの間の営業年度に納付する次の各号に掲げる保険料の額は、保険料計算規定にかかわらず、各金融機関につき、当該各号に定める金額とする。

第四条 一般預金等（新預金保険法第五十一条第一項に規定する一般預金等をいい、新預金保険法第六十九条の二第二項の規定により決済用預金とみなされるものを除く。第一号において同じ。）のうち政令で定めるもの（第一号において「要調整一般預金等」という。）、「決済用預金」（新預金保険法第五十一条の二第一項に規定する決済用預金をいい、新預金保険法第六十九条の二第二項の規定により決済用預金とみなされる一般預金等を含む。第二号において同じ。）のうち政令で定めるもの（第二号において「要調整決済用預金」という。）及び特定決済債務について各日においてその額を計算することが困難なものとして内閣総理大臣の承認を受けた金融機関が、新預金保険法第五十条の規定により平成十七年四月一日に開始する営業年度からこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日の属する営業年度までの間の営業年度に納付する次の各号に掲げる保険料の額は、保険料計算規定にかかわらず、各金融機関につき、当該各号に定める金額とする。

一・二（略）

一・二（略）

改正案

現行

目次

第一章（第三章）（略）  
 第四章 預金保険等の保険金の額の特例（第十四条・第十五条）  
 第五章 雑則（第十六条 第二十一条）  
 第六章 罰則（第二十二条・第二十三条）

附則

（定義）

第二条 この法律において「金融機関等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 一六（略）
- 七 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の九第一項第一号及び第二号の事業を行う協同組合連合会
- 八 八十四（略）

2 この法律において「経営基盤強化」とは、金融機関等が第一号及び第二号の行為により、収益性の相当程度の向上を図ることをいう。

- 一 次に掲げる行為（以下「組織再編成」という。）
  - イ（略）
  - ロ 株式移転（株式移転により設立される会社法（平成十七年法律第 号）第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社が金融機関等である場合に限る。）

- 八（略）
- 二 会社分割（分割により事業の全部又は一部を承継する会社が金融機関等（新たに設立されるものを含む。）である場合に限る。）
- ホ 会社分割による事業の承継（分割を行う会社が金融機関等である場合に限る。）
- ヘ 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け（各当事者が金融機関等である場合に限る。）

ト 一七（略）  
 ニ（略）

目次

第一章（第三章）（略）  
 第四章 その他の組織再編成の促進のための特別措置  
 第一節 預金保険等の保険金の額の特例（第十四条・第十五条）  
 第二節 合併等における総会手続等の特例（第十六条 第三十条）  
 第三節 合併等における債権者の異議の手続の特例（第三十一条 第三十九条）  
 第五章 雑則（第四十条 第四十六条）  
 第六章 罰則（第四十七条・第四十八条）

附則

（定義）

第二条（同上）

- 一 一六（略）
- 七 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の九第一項第一号及び第二号の事業を行う協同組合連合会（以下「信用協同組合連合会」という。）
- 八 八十四（略）

2（同上）

- 一（同上）
- イ（略）
- ロ 株式移転（株式移転により設立される商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百六十四条第一項に規定する完全親会社が金融機関等である場合に限る。）

- 八（略）
- 二 会社の分割（分割により営業の全部又は一部を承継する会社が金融機関等（新たに設立されるものを含む。）である場合に限る。）
- ホ 会社の分割による営業の承継（分割を行う会社が金融機関等である場合に限る。）
- ヘ 営業又は事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け（各当事者が金融機関等である場合に限る。）

ト 一七（略）  
 ニ（略）

3 この法律において「総会」とは、第一項第三号から第十二号までに掲げる金融機関等の通  
常総会又は臨時総会（信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第四十九条第一項、中  
小企業等協同組合法第五十五条第一項、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第  
五十五条第一項、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十一条第一項、農業協  
同組合法第四十八条第一項又は水産業協同組合法第九十二条第三項若しくは同法第百条第  
三項において準用する同法第五十二条第一項の総代会を含む。）をいう。

（根抵当権の譲渡に係る特例）

第十条 金融機関等（この項において「譲渡金融機関等」という。）がその認定経営基盤強化  
計画に従い他の金融機関等（以下この条において「譲受金融機関等」という。）に対す  
る営業又は事業の全部又は一部の譲渡により譲受金融機関等に対し元本の確定前に根抵当権  
をその担保すべき債権の全部とともに譲渡しようとするときは、譲渡金融機関等及び譲受金  
融機関等は、次に掲げる事項について異議のある根抵当権設定者は譲渡金融機関等に対し一  
定の期間内に異議を述べべき旨を公告し、又はこれを催告することができる。

一（一）（略）

2（一）（略）

（信用金庫等の持分の消却）

第十二条 信用金庫又は信用金庫連合会（以下「信用金庫等」という。）がその認定経営基盤  
強化計画に従い他の信用金庫等と合併を行う場合において、合併後存続する信用金庫等は、  
信用金庫法第二十一条第二項の規定にかかわらず、第七条の規定により当該認定経営基盤強  
化計画が公表された日からその実施期間が終了するまでの間、総会の決議によつて、その会  
員及び合併により消滅した信用金庫等の会員から同法第十六条第一項の規定により譲り受け  
た持分を消却することができる。

2 前項の持分は、当該信用金庫等又は当該他の信用金庫等が、合併の効力が生ずる日の二十  
日前的日から合併の効力が生ずる日までの間に、次の各号に掲げる場合における当該各号に  
定める会員から譲受けの請求を受けたものに限る。

一 合併をするために総会の決議を要する場合 当該総会に先立つて当該合併に反対する旨  
を当該信用金庫等又は当該他の信用金庫等に対し通知し、かつ、当該総会において当該合  
併に反対した会員

二 前号に規定する場合以外の場合 合併をする当該信用金庫等又は当該他の信用金庫等の  
すべての会員

（削る）

3 この法律において「総会」とは、第一項第三号から第十二号までに掲げる金融機関等の通  
常総会又は臨時総会（信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十条第一項、中  
小企業等協同組合法第五十五条第一項、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第  
五十五条第一項、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十一条第一項、農業協  
同組合法第四十八条第一項又は水産業協同組合法第九十二条第三項若しくは同法第百条第  
三項において準用する同法第五十二条第一項の総代会を含む。）をいう。

（根抵当権の譲渡に係る特例）

第十条 金融機関等（以下この項において「譲渡金融機関等」という。）がその認定経営基盤  
強化計画に従い他の金融機関等（以下この条において「譲受金融機関等」という。）に対す  
る営業又は事業の全部又は一部の譲渡により譲受金融機関等に対し元本の確定前に根抵当権  
をその担保すべき債権の全部とともに譲渡しようとするときは、譲渡金融機関等及び譲受金  
融機関等は、次に掲げる事項について異議のある根抵当権設定者は譲渡金融機関等に対し一  
定の期間内に異議を述べべき旨を公告し、又はこれを催告することができる。

一（一）（略）

2（一）（略）

（信用金庫等の持分の消却）

第十二条 信用金庫又は信用金庫連合会（以下「信用金庫等」という。）がその認定経営基盤  
強化計画に従い他の信用金庫等と合併を行う場合において、合併後存続する信用金庫等は、  
第七条の規定により当該認定経営基盤強化計画が公表された日からその実施期間が終了する  
までの間、総会の議決を経て、その会員及び合併により消滅した信用金庫等の会員から信用  
金庫法第十六条第一項の規定により譲受けの請求を受けた持分を消却することができる。

2 前項の持分は、当該信用金庫等又は当該他の信用金庫等がその会員から合併の議決を行う  
総会に先立つて書面をもつて当該合併に反対の意思の通知を受け、かつ、当該議決の日から  
二十日以内に書面をもつて譲受けの請求を受けたものに限る。

31 信用金庫等が第十六条第一項の規定により信用金庫法第五十八条第一項の規定による総会  
の議決を経ないで合併を行う場合における前項の規定の適用については、同項中「合併の議  
決を行う総会に先立つて」とあるのは、「第十六条第三項において準用する商法第四百十三條

3] 認定経営基盤強化計画に従い合併により設立された信用金庫等は、信用金庫法第二十一条第二項の規定にかかわらず、当該認定経営基盤強化計画の実施期間が終了するまでの間、総会の決議によって、合併により消滅した信用金庫等がその会員から同法第十六条第一項の規定により譲り受けた持分を消却することができる。

4] 前項の持分は、合併により消滅した信用金庫等がその会員から合併の決議を行う総会に先立って当該合併に反対の意思の通知を受け、かつ、合併の効力が生ずる日の二十日前の日から合併の効力が生ずる日までの間に譲受けの請求を受けたものに限り、

5] 信用金庫等がその認定経営基盤強化計画に従い事業の全部の譲受け（次項において「事業譲受け」といふ。）を行う場合において、当該信用金庫等は、信用金庫法第二十一条第二項の規定にかかわらず、第七条の規定により当該認定経営基盤強化計画が公表された日からその実施期間が終了するまでの間、総会の決議によって、その会員から同法第十六条第一項の規定により譲り受けた持分を消却することができる。

6] 前項の持分は、当該信用金庫等が、事業譲受けの効力が生ずる日の二十日前の日から事業譲受けの効力が生ずる日までの間に、次の各号に掲げる場合における当該各号に定める会員から譲受けの請求を受けたものに限り、

一 事業譲受けをするために総会の決議を要する場合 当該総会に先立って当該事業譲受けに反対する旨を当該信用金庫等に対し通知し、かつ、当該総会において当該合併に反対した会員

二 前号に規定する場合以外の場合 事業譲受けをする信用金庫等のすべての会員

(削る)

7] 第二項、第三項及び第五項の決議は、総会員（総代会にあつては、総代）の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数をもって行わなければならない。

8] 第一項、第三項及び第五項の規定による持分の消却については、信用金庫法第五十一条から第五十二条の二までの規定を準用する。

9] 優先出資（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）に規定する優先出資をいう。次条において同じ。）を発行している信用金庫等は、同法第四十四条

ノ三第四項の公告又は通知の日から一週間以内に」と、「当該議決の日から」とあるのは、「当該期間の満了の日から」とする。

4] 認定経営基盤強化計画に従い合併により設立された信用金庫等は、当該認定経営基盤強化計画の実施期間が終了するまでの間、総会の議決を経て、合併により消滅した信用金庫等がその会員から信用金庫法第十六条第一項の規定により譲受けの請求を受けた持分を消却することができる。

5] 前項の持分は、合併により消滅した信用金庫等がその会員から合併の議決を行う総会に先立って書面をもって当該合併に反対の意思の通知を受け、かつ、当該議決の日から二十日以内に書面をもって譲受けの請求を受けたものに限り、

6] 信用金庫等がその認定経営基盤強化計画に従い営業又は事業の全部の譲受けを行う場合において、当該信用金庫等は、第七条の規定により当該認定経営基盤強化計画が公表された日からその実施期間が終了するまでの間、総会の議決を経て、その会員から信用金庫法第十六条第一項の規定により譲受けの請求を受けた持分を消却することができる。

(新設)

7] 前項の持分は、当該信用金庫等がその会員から営業又は事業の全部の譲受けの議決を行う総会に先立って書面をもって当該営業又は事業の全部の譲受けに反対の意思の通知を受け、かつ、当該議決の日から二十日以内に書面をもって譲受けの請求を受けたものに限り、

8] 信用金庫等が第二十四条第一項の規定により信用金庫法第五十八条第二項の規定による総会の議決を経ないで営業又は事業の全部の譲受けを行う場合における前項の規定の適用については、同項中「営業又は事業の全部の譲受けの議決を行う総会に先立って」とあるのは、「第二十四条第二項において準用する商法第二百四十五条ノ五第二項の公告又は通知の日から二週間以内に」と、「当該議決の日から」とあるのは、「当該期間の満了の日から」とする。

9] 第一項、第四項及び第六項の議決については、総会員（総代会にあつては、総代）の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

10] 第一項、第四項及び第六項の規定による持分の消却については、信用金庫法第五十一条及び第五十二条の規定を準用する。

11] 優先出資（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）に規定する優先出資をいう。次条において同じ。）を発行している信用金庫等は、優先出資法第三

第三項の規定にかかわらず、第一項、第三項又は第五項の規定による持分の消却を資本金の額の減少により行うことができる。

(労働金庫等の持分の消却)

第十三条 労働金庫又は労働金庫連合会(以下「労働金庫等」という。)(がその認定経営基盤強化計画に従い他の労働金庫等と合併を行う場合において、合併後存続する労働金庫等は、労働金庫法第二十一条第一項の規定にかかわらず、第七条の規定により当該認定経営基盤強化計画が公表された日からその実施期間が終了するまでの間、総会の決議によって、その会員及び合併により消滅した労働金庫等の会員から同法第十六条の規定により譲り受けた持分を消却することができる。

2 前項の持分は、当該労働金庫等又は当該他の労働金庫等が、合併の効力が生ずる日の二十日前の日から合併の効力が生ずる日までの間に、次の各号に掲げる場合における当該各号に定める会員から譲受けの請求を受けたものに限る。

一 合併をするために総会の決議を要する場合 当該総会に先立つて当該合併に反対する旨を当該労働金庫等又は当該他の労働金庫等に対し通知し、かつ、当該総会において当該合併に反対した会員

二 前号に規定する場合以外の場合 合併をする当該労働金庫等又は当該他の労働金庫等のすべての会員

(削る)

3 認定経営基盤強化計画に従い合併により設立された労働金庫等は、労働金庫法第二十一条第一項の規定にかかわらず、当該認定経営基盤強化計画の実施期間が終了するまでの間、総会の決議によって、合併により消滅した労働金庫等がその会員から同法第十六条の規定により譲り受けた持分を消却することができる。

4 前項の持分は、合併により消滅した労働金庫等がその会員から合併の決議を行う総会に先立つて当該合併に反対の意思の通知を受け、かつ、合併の効力が生ずる日の二十日前の日から合併の効力が生ずる日までの間に譲受けの請求を受けたものに限る。

5 労働金庫等がその認定経営基盤強化計画に従い事業の全部の譲受け(次項において「事業譲受け」という。)を行う場合において、当該労働金庫等は、労働金庫法第二十一条第二項の規定にかかわらず、第七条の規定により当該認定経営基盤強化計画が公表された日からその実施期間が終了するまでの間、総会の決議によって、その会員から同法第十六条の規定により譲り受けた持分を消却することができる。

十九条第三項の規定にかかわらず、第一項、第四項又は第六項の規定による持分の消却を資本の減少により行うことができる。

(労働金庫等の持分の消却)

第十三条 労働金庫又は労働金庫連合会(以下「労働金庫等」という。)(がその認定経営基盤強化計画に従い他の労働金庫等と合併を行う場合において、合併後存続する労働金庫等は、第七条の規定により当該認定経営基盤強化計画が公表された日からその実施期間が終了するまでの間、総会の議決を経て、その会員及び合併により消滅した労働金庫等の会員から労働金庫法第十六条の規定により譲受けの請求を受けた持分を消却することができる。

2 前項の持分は、当該労働金庫等又は当該他の労働金庫等がその会員から合併の議決を行う総会に先立つて書面をもって当該合併に反対の意思の通知を受け、かつ、当該議決の日から二十日以内に書面をもって譲受けの請求を受けたものに限る。

3 労働金庫等が第十八条第一項の規定により労働金庫法第六十二条第一項の規定による総会の議決を経ないで合併を行う場合における前項の規定の適用については、同項中「合併の議決を行う総会に先立つて」とあるのは、「第十八条第三項において準用する商法第四百三十三条ノ三第四項の公告又は通知の日から二週間以内に」と、「当該議決の日から」とあるのは、「当該期間の満了の日から」とする。

4 認定経営基盤強化計画に従い合併により設立された労働金庫等は、当該認定経営基盤強化計画の実施期間が終了するまでの間、総会の議決を経て、合併により消滅した労働金庫等がその会員から労働金庫法第十六条の規定により譲受けの請求を受けた持分を消却することができる。

5 前項の持分は、合併により消滅した労働金庫等がその会員から合併の議決を行う総会に先立つて書面をもって当該合併に反対の意思の通知を受け、かつ、当該議決の日から二十日以内に書面をもって譲受けの請求を受けたものに限る。

6 労働金庫等がその認定経営基盤強化計画に従い事業の全部の譲受けを行う場合において、当該労働金庫等は、第七条の規定により当該認定経営基盤強化計画が公表された日からその実施期間が終了するまでの間、総会の議決を経て、その会員から労働金庫法第十六条の規定により譲受けの請求を受けた持分を消却することができる。

6| 前項の持分は、当該労働金庫等が、事業譲受けの効力が生ずる日の二十日前の日から事業譲受けの効力が生ずる日までの間に、次の各号に掲げる場合における当該各号に定める会員から譲受けの請求を受けたものに限る。

一 事業譲受けをするために総会の決議を要する場合、当該総会に先立って当該事業譲受けに反対する旨を当該労働金庫等に対し通知し、かつ、当該総会において当該合併に反対した会員

二 前号に規定する場合以外の場合、事業譲受けをする労働金庫等のすべての会員

(削る)

7| 第一項、第三項及び第五項の決議は、総会員(労働金庫法第十三条第一項に規定する個人会員を除く。)(総代会にあつては、総代)の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数をもって行わなければならない。

8| 第一項、第三項及び第五項の規定による持分の消却については、労働金庫法第五十六条から第五十七条の二までの規定を準用する。

9| 優先出資を発行している労働金庫等は、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第四十条第三項の規定にかかわらず、第一項、第三項又は第五項の規定による持分の消却を資本金の減少により行うことができる。

#### 第四章 預金保険等の保険金の額の特例

(削る)

(預金保険法の特例)

第十四条 保険事故(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第四十九条第二項に規定する保険事故をいう。)(が発生した日前一年以内に合併により設立され、若しくは他の金融機関等(第二条第一項第一号から第八号までに掲げる金融機関等をいう。以下この条において同じ。)(と合併し、又は他の金融機関等から事業の全部を譲り受けた金融機関等に係る保険金の額についての同法第五十四条第二項の規定の適用については、同項中「政令で定める金額」とあるのは、「合併又は事業の全部の譲渡を行った金融機関の数に応じて政令で定める

(新設)

7| 前項の持分は、当該労働金庫等がその会員から事業の全部の譲受けの議決を行う総会に先立って書面をもって当該事業の全部の譲受けに反対の意思の通知を受け、かつ、当該議決の日から二十日以内に書面をもって譲受けの請求を受けたものに限る。

8| 労働金庫等が第二十六条第一項の規定により労働金庫法第六十二条第二項の規定による総会の議決を経ないで事業の全部の譲受けを行う場合における前項の規定の適用については、同項中「事業の全部の譲受けの議決を行う総会に先立って」とあるのは、「第二十六条第二項において準用する商法第一百四十五条ノ五第二項の公告又は通知の日から二週間以内に」と「当該議決の日から」とあるのは、「当該期間の満了の日から」とする。

9| 第一項、第四項及び第六項の議決については、総会員(労働金庫法第十三条第一項に規定する個人会員(以下「個人会員」という。)(を除く。)(総代会にあつては、総代)の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

10| 第一項、第四項及び第六項の規定による持分の消却については、労働金庫法第五十六条及び第五十七条の規定を準用する。

11| 優先出資を発行している労働金庫等は、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第三十条第三項の規定にかかわらず、第一項、第四項又は第六項の規定による持分の消却を資本金の減少により行うことができる。

#### 第四章 その他の組織再編成の促進のための特別措置

##### 第一節 預金保険等の保険金の額の特例

(預金保険法の特例)

第十四条 保険事故(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第四十九条第二項に規定する保険事故をいう。)(が発生した日前一年以内に合併により設立され、若しくは他の金融機関等(第二条第一項第一号から第八号までに掲げる金融機関等をいう。以下この条において同じ。)(と合併し、又は他の金融機関等から営業若しくは事業の全部を譲り受けた金融機関等に係る保険金の額についての同法第五十四条第二項の規定の適用については、同項中「政令で定める金額」とあるのは、「合併又は営業若しくは事業の全部の譲渡を行った金融機関

(前)

の数に応じて政令で定める金額」とする。

第二節 合併等における総会手続の特例

(信用金庫等の合併における総会手続の特例)

第十六条 合併により消滅する信用金庫等の総会員の数が合併後存続する信用金庫等(以下「存続信用金庫等」という。)(の総会員の数の二十分の一を超えない場合であつて、かつ、合併により消滅する信用金庫等の最終の貸借対照表により現存する総資産額が存続信用金庫等の最終の貸借対照表により現存する総資産額の二十分の一を超えない場合における存続信用金庫等の合併については、信用金庫法第五十八条第一項の規定にかかわらず、同項の総会の議決を要しない。

2| 前項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う存続信用金庫等は、その旨及び政令で定める事項を記載した合併契約書を作成しなければならない。

3| 存続信用金庫等が第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う場合については、商法第四百十三条ノ三第四項の規定を準用する。この場合において、同項中「商号及本店」とあるのは「名称及主たる事務所」と、「第四百八条第一項ノ承認」とあるのは「信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十八条第一項ノ議決」と、「株主」とあるのは「会員」と読み替えるものとする。

4| 存続信用金庫等が第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う場合における信用金庫法第五十八条第五項において準用する同法第五十一条第一項の規定の適用については、同項中「総会において出資一口の金額の減少の議決があつたときは、その議決の日」とあるのは、「合併契約書を作成した日」とする。

5| 存続信用金庫等の総会員の六分の一以上の会員が第三項において準用する商法第四百十三条ノ三第四項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に当該存続信用金庫等に対し書面をもって合併に反対の意思の通知を行ったときは、第一項に定める手続による合併を行うことはできない。

(信用協同組合等の合併における総会手続の特例)

第十七条 合併により消滅する信用協同組合又は信用協同組合連合会(以下「信用協同組合等」という。)(の総組員又は総会員)以下この条及び第二十五条第三項において「総組員等」という。)(の数が合併後存続する信用協同組合等(以下「存続信用協同組合等」という。)(の総組員等の数の二十分の一を超えない場合であつて、かつ、合併により消滅する信用協同組合等の最終の貸借対照表により現存する総資産額が存続信用協同組合等の最終の貸借対照表により現存する総資産額の二十分の一を超えない場合における存続信用協同組合等の合併については、中小企業等協同組合法第六十三条第一項の規定にかかわらず、同項の総会の議決を要しない。

2| 前項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う存続信用協同組合等は、その旨及び政

令で定める事項を記載した合併契約書を作成しなければならない。

3| 存続信用協同組合等が第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う場合については、商法第四百十三条ノ三第四項の規定を準用する。この場合において、同項中「商号及本店」とあるのは「名称及主たる事務所」と、「第四百八条第一項ノ承認」とあるのは「中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第六十三条第一項ノ議決」と、「株主」とあるのは「組合員若八会員」と読み替えるものとする。

4| 存続信用協同組合等が第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う場合における中小企業等協同組合法第六十三条第二項において準用する同法第五十六条第一項の規定の適用については、同項中「出資一口の金額の減少を議決したときは、その議決の日」とあるのは、「合併契約書を作成した日」とする。

5| 存続信用協同組合等の総組合員等の六分の一以上の組合員又は会員が第三項において準用する商法第四百十三条ノ三第四項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に当該存続信用協同組合等に対し書面をもって合併に反対の意思の通知を行ったときは、第一項に定める手続による合併を行うことはできない。

（労働金庫等の合併における総会手続の特例）

第十八条 合併により消滅する労働金庫等の総会員（個人会員を除く。以下この項及び第五項において同じ。）の数が合併後存続する労働金庫等（以下「存続労働金庫等」という。）の総会員の数の二十分の一を超えない場合であつて、かつ、合併により消滅する労働金庫等の最終の貸借対照表により現存する総資産額が存続労働金庫等の最終の貸借対照表により現存する総資産額の二十分の一を超えない場合における存続労働金庫等の合併については、労働金庫法第六十二条第一項の規定にかかわらず、同項の総会の議決を要しない。

2| 前項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う存続労働金庫等は、その旨及び政令で定める事項を記載した合併契約書を作成しなければならない。

3| 存続労働金庫等が第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う場合については、商法第四百十三条ノ三第四項の規定を準用する。この場合において、同項中「商号及本店」とあるのは「名称及主たる事務所」と、「第四百八条第一項ノ承認」とあるのは「労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第六十二条第一項ノ議決」と、「株主」とあるのは「会員」と読み替えるものとする。

4| 存続労働金庫等が第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う場合における労働金庫法第六十二条第五項において準用する同法第五十六条第一項の規定の適用については、同項中「総会において出資一口の金額の減少の議決があつたときは、その議決の日」とあるのは、「合併契約書を作成した日」とする。

5| 存続労働金庫等の総会員の六分の一以上の会員（個人会員を除く。）が第三項において準用する商法第四百十三条ノ三第四項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に当該存続労働金庫等に対し書面をもって合併に反対の意思の通知を行ったときは、第一項に定める

手続による合併を行うことはできない。

(合併転換法の合併における総会手続の特例)

第十九条 金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号。以下「合併転換法」という。)(第三条第一項第二号及び第四号から第六号までに掲げる異種の金融機関の合併(第二号の合併にあつては、信用金庫が合併後存続する場合に限る。)(において、合併により消滅する金融機関等の総株主、総会員(労働金庫にあつては、個人会員を除く。以下この項及び第五項において同じ。)(又は総組合員の数が合併後存続する金融機関等(以下この条において「存続金融機関等」という。)(における総会員又は総組合員の数の二十分の一を超えない場合であつて、かつ、合併により消滅する金融機関等の最終の貸借対照表により現存する総資産額が存続金融機関等の最終の貸借対照表により現存する総資産額の二十分の一を超えない場合における存続金融機関等の合併については、合併転換法第七条第一項の規定にかかわらず、同項の総会の承認を要しない。

2| 前項の規定により総会の承認を経ないで合併を行う存続金融機関等は、合併契約書にその旨を記載しなければならない。

3| 存続金融機関等が第一項の規定により総会の承認を経ないで合併を行う場合については、商法第四百十三条ノ三第四項の規定を準用する。この場合において、同項中「商号及本店」とあるのは「名称及主たる事務所」と、第四百八条第一項」とあるのは「金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)第七条第一項」と、「株主」とあるのは「会員若八組合員」と読み替えるものとする。

4| 存続金融機関等が第一項の規定により総会の承認を経ないで合併を行う場合における合併転換法の規定の適用については、合併転換法第八条の二第二項中「合併総会の会日の二週間前」とあるのは「第十一条第一項又は金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成十四年法律第九十号)第十九条第三項において準用する商法第四百十三条ノ三第四項の規定による公告、催告又は通知の日のうち最初の日」と、合併転換法第十一条第一項中「合併決議の日」とあるのは「合併契約書を作成した日」と、合併転換法第十四条第一項中「合併総会に先立つて」とあるのは「金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第十九条第三項において準用する商法第四百十三条ノ三第四項の規定による公告又は通知の日から二週間以内」と、「合併決議の日」とあるのは「当該期間の満了の日」とする。

5| 存続金融機関等の総会員又は総組合員の六分の一以上の会員(労働金庫にあつては、個人会員を除く。)(又は組合員が第三項において準用する商法第四百十三条ノ三第四項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に存続金融機関等に対し書面をもって合併に反対の意思の通知を行ったときは、第一項に定める手続による合併を行うことはできない。

(農林中央金庫の合併における総会手続の特例)

第二十条 合併により消滅する信用農水産業協同組合連合会の総会員(農業協同組合法第十二条第二項第二号又は第三号の規定による会員、水産業協同組合法第八十九条第一項に規定す

る准会員及び同法第九十八条の二第一項に規定する准会員を除く。）の数が農林中央金庫の総会員の数の二十分の一を超えない場合であつて、かつ、合併により消滅する信用農水産業協同組合連合会の最終の貸借対照表により現存する総資産額が農林中央金庫の最終の貸借対照表により現存する総資産額の二十分の一を超えない場合における農林中央金庫の合併については、再編強化法第九条第一項の規定にかかわらず、同項の総会の承認を要しない。

2| 前項の規定により総会の承認を経ないで合併を行う農林中央金庫は、合併契約書にその旨を記載しなければならない。

3| 農林中央金庫が第一項の規定により総会の承認を経ないで合併を行う場合については、商法第四百十三条ノ三第四項の規定を準用する。この場合において、同項中「商号及本店」とあるのは「名称及主たる事務所」と、「第四百八条第一項」とあるのは「農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）（第九条第一項）」と、「株主」とあるのは「会員」と読み替えるものとする。

4| 農林中央金庫が第一項の規定により総会の承認を経ないで合併を行う場合における再編強化法の規定の適用については、再編強化法第十二条第一項中「合併決議の日」とあるのは「合併契約書を作成した日」と、再編強化法第十三条第一項中「合併総会に先立って」とあるのは「金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成十四年法律第百九十号）（第二十条第三項において準用する商法第四百十三条ノ三第四項の規定による公告又は通知の日）から二週間以内に」と、「合併決議の日」とあるのは「当該期間の満了の日」とする。

5| 農林中央金庫の総会員の六分の一以上の会員が第三項において準用する商法第四百十三条ノ三第四項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に農林中央金庫に対し書面をもつて合併に反対の意思の通知を行ったときは、第一項に定める手続による合併を行うこととはできな。

第二十一条 削除  
( 漁業協同組合連合会の合併における総会手続の特例 )

第二十二條 合併により消滅する漁業協同組合連合会の総会員（水産業協同組合法第八十九条第一項に規定する准会員）（第五項において「准会員」という。）を除く。以下この項及び第五項において同じ。）の数が合併後存続する漁業協同組合連合会（以下この条において「存続漁業協同組合連合会」という。）の総会員の数の二十分の一を超えない場合であつて、かつ、合併により消滅する漁業協同組合連合会の最終の貸借対照表により現存する総資産額が存続漁業協同組合連合会の最終の貸借対照表により現存する総資産額の二十分の一を超えない場合における存続漁業協同組合連合会の合併については、同法第九十二条第五項において準用する同法第六十九条第一項の規定にかかわらず、同項の総会の議決を要しない。

2| 前項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う存続漁業協同組合連合会は、その旨及び政令で定める事項を記載した合併契約書を作成しなければならない。

3| 存続漁業協同組合連合会が第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う場合につ

いては、商法第四百十三条ノ三第四項の規定を準用する。この場合において、同項中「商号及本店」とあるのは「名称及主たる事務所」と、「第四百八条第一項ノ承認」とあるのは「水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第九十二条第五項ニ於テ準用スル同法第六十九条第一項ノ議決」と、「株主」とあるのは「会員」と読み替えるものとする。

4| 存続漁業協同組合連合会が第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う場合における水産業協同組合法第九十二条第五項において準用する同法第六十九条第四項において準用する同法第五十三条第一項の規定の適用については、同項中「出資一口の金額の減少を議決したときは、その議決の日」とあるのは、「合併契約書を作成した日」とする。

5| 存続漁業協同組合連合会の総会員の六分の一以上の会員（准会員を除く。）が第三項において準用する商法第四百十三条ノ三第四項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に当該存続漁業協同組合連合会に対し書面をもって合併に反対の意思の通知を行ったときは、第一項に定める手続による合併を行うことはできない。

（水産加工業協同組合連合会の合併における総会手続の特例）

第二十三条 合併により消滅する水産加工業協同組合連合会の総会員（水産業協同組合法第九十八条の二第一項に規定する准会員（第五項において「准会員」という。）を除く。以下この項及び第五項において同じ。）の数が合併後存続する水産加工業協同組合連合会（以下この条において「存続水産加工業協同組合連合会」という。）の総会員の数の二十分の一を超えない場合であつて、かつ、合併により消滅する水産加工業協同組合連合会の最終の貸借対照表により現存する総資産額が存続水産加工業協同組合連合会の最終の貸借対照表により現存する総資産額の二十分の一を超えない場合における存続水産加工業協同組合連合会の合併については、同法百条第五項において準用する同法第六十九条第一項の規定にかかわらず、同項の総会の議決を要しない。

2| 前項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う存続水産加工業協同組合連合会は、その旨及び政令で定める事項を記載した合併契約書を作成しなければならない。

3| 存続水産加工業協同組合連合会が第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う場合については、商法第四百十三条ノ三第四項の規定を準用する。この場合において、同項中「商号及本店」とあるのは「名称及主たる事務所」と、「第四百八条第一項ノ承認」とあるのは「水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第一百条第五項ニ於テ準用スル同法第六十九条第一項ノ議決」と、「株主」とあるのは「会員」と読み替えるものとする。

4| 存続水産加工業協同組合連合会が第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う場合における水産業協同組合法百条第五項において準用する同法第六十九条第四項において準用する同法第五十三条第一項の規定の適用については、同項中「出資一口の金額の減少を議決したときは、その議決の日」とあるのは、「合併契約書を作成した日」とする。

5| 存続水産加工業協同組合連合会の総会員の六分の一以上の会員（准会員を除く。）が第三項において準用する商法第四百十三条ノ三第四項の規定による公告又は通知の日から二週間

以内に当該存続水産加工業協同組合連合会に対し書面をもって合併に反対の意思の通知を行ったときは、第一項に定める手続による合併を行うことはできない。

(信用金庫等の営業又は事業の全部又は一部の譲受けにおける総会手続等の特例)

第二十四条 信用金庫等が銀行、他の信用金庫等、信用協同組合等又は労働金庫等の営業又は事業の全部又は一部の譲受けを行う場合において、その対価が最終の貸借対照表により当該信用金庫等に現存する純資産額の二十分の一を超えないときは、信用金庫法第五十八条第二項の規定にかかわらず、同項の総会の議決を要しない。

2| 信用金庫等が前項の規定により総会の議決を経ないで営業又は事業の全部又は一部の譲受けを行う場合については、商法第二百四十五条ノ五第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「商号及本店」とあるのは、「名称及主たる事務所」と、「第二百四十五条第一項」とあるのは、「信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十八条第二項」と、「株主」とあるのは、「会員」と読み替えるものとする。

3| 信用金庫等の総会員の六分の一以上の会員が前項において準用する商法第二百四十五条ノ五第二項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に当該信用金庫等に対し書面をもって営業又は事業の全部又は一部の譲受けに反対の意思の通知を行ったときは、第一項に定める手続による営業又は事業の全部又は一部の譲受けを行うことはできない。

4| 信用金庫等が銀行、他の信用金庫等、信用協同組合等又は労働金庫等の営業又は事業の全部の譲受けを行う場合における当該信用金庫等の当該営業又は事業の全部の譲受けに反対する会員からの持分の譲受けの請求については、信用金庫法第十六条第二項の規定は、適用しない。

(信用協同組合等の営業の一部又は事業の全部若しくは一部の譲受けにおける総会手続の特例)

第二十五条 信用協同組合等が銀行の営業の一部又は信用金庫等、他の信用協同組合等若しくは労働金庫等の事業の全部若しくは一部の譲受けを行う場合において、その対価が最終の貸借対照表により当該信用協同組合等に現存する純資産額の二十分の一を超えないときは、中小企業等協同組合法第五十七条の三第二項の規定にかかわらず、同項の総会の議決を要しない。

2| 信用協同組合等が前項の規定により総会の議決を経ないで営業の一部又は事業の全部若しくは一部の譲受けを行う場合については、商法第二百四十五条ノ五第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「商号及本店」とあるのは、「名称及主たる事務所」と、「第二百四十五条第一項」とあるのは、「中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第五十七条の三第二項」と、「株主」とあるのは、「組合員若八会員」と読み替えるものとする。

3| 信用協同組合等の総組合員等の六分の一以上の組合員又は会員が前項において準用する商法第二百四十五条ノ五第二項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に当該信用協同

組合等に対し書面をもって営業の一部又は事業の全部若しくは一部の譲受けに反対の意思の通知を行ったときは、第一項に定める手続による営業の一部又は事業の全部若しくは一部の譲受けを行うことはできない。

(労働金庫等の営業の一部又は事業の全部若しくは一部の譲受けにおける総会手続の特例)  
第二十六条 労働金庫等が銀行の営業の一部又は信用金庫等、信用協同組合等若しくは他の労働金庫等の事業の全部若しくは一部の譲受けを行う場合において、その対価が最終の貸借対照表により当該労働金庫等に現存する純資産額の二十分の一を超えないときは、労働金庫法第六十二条第二項の規定にかかわらず、同項の総会の議決を要しない。

2| 労働金庫等が前項の規定により総会の議決を経ないで営業の一部又は事業の全部若しくは一部の譲受けを行う場合については、商法第二百四十五条ノ五第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「商号及本店」とあるのは、「名称及主たる事務所」と、「第二百四十五条第一項」とあるのは、「労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第六十二条第一項」と、「株主」とあるのは「会員」と読み替えるものとする。

3| 労働金庫等の総会員（個人会員を除く。）の六分の一以上の会員（個人会員を除く。）が前項において準用する商法第二百四十五条ノ五第二項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に当該労働金庫等に対し書面をもって営業の一部又は事業の全部若しくは一部の譲受けに反対の意思の通知を行ったときは、第一項に定める手続による営業の一部又は事業の全部若しくは一部の譲受けを行うことはできない。

(農林中央金庫の信用事業の全部又は一部の譲受けにおける総会手続の特例)  
第二十七条 農林中央金庫が特定農水産業協同組合等から信用事業（再編強化法第二条第三項に規定する信用事業をいう。以下この条において同じ。）の全部又は一部の譲受けを行う場合において、その対価が最終の貸借対照表により農林中央金庫に現存する純資産額の二十分の一を超えないときは、再編強化法第二十五条第一項又は第二十六条第一項の規定にかかわらず、これらの項の総会の承認を要しない。

2| 農林中央金庫が前項の規定により総会の承認を経ないで信用事業の全部又は一部の譲受けを行う場合における再編強化法第二十七条において準用する再編強化法第十二条第一項の規定の適用については、同項中「合併決議の日」とあるのは、「経営管理委員会の決議の日」とする。

3| 農林中央金庫が第一項の規定により総会の承認を経ないで信用事業の全部又は一部の譲受けを行う場合については、商法第二百四十五条ノ五第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「商号及本店」とあるのは、「名称及主たる事務所」と、「第二百四十五条第一項ノ決議」とあるのは、「農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等」による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第二十五条第一項又八第二十六条第一項ノ承認」と、「株主」とあるのは「会員」と読み替えるものとする。

4| 農林中央金庫の総会員の六分の一以上の会員が前項において準用する商法第二百四十五条

ノ五第二項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に農林中央金庫に対し書面をもって信用事業の全部又は一部の譲受けに反対の意思の通知を行ったときは、第一項に定める手続による信用事業の全部又は一部の譲受けを行うことはできない。

## 第二十八条 削除

(漁業協同組合連合会の信用事業の全部又は一部の譲受けにおける総会手続の特例)

第二十九条 漁業協同組合連合会が漁業協同組合、他の漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会から信用事業（水産業協同組合法第十一条の四第二項）同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する信用事業をいう。以下この条において同じ。）の全部又は一部の譲受けを行う場合において、その対価が最終の貸借対照表により当該漁業協同組合連合会に現存する純資産額の二十分の一を超えないときは、同法第九十二条第三項において準用する同法第五十四条の二第二項の規定にかかわらず、同項の総会の議決を要しない。

2| 漁業協同組合連合会が前項の規定により総会の議決を経ないで信用事業の全部又は一部の譲受けを行う場合における水産業協同組合法第九十二条第三項において準用する同法第五十四条の二第六項において準用する同法第五十三条第一項の規定の適用については、同項中、「議決の日」とあるのは、「理事会（経営管理委員を置く漁業協同組合連合会にあつては、経営管理委員会）の議決の日」とする。

3| 漁業協同組合連合会が第一項の規定により総会の議決を経ないで信用事業の全部又は一部の譲受けを行う場合については、商法第二百四十五条ノ五第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「商号及本店」とあるのは、「名称及主たる事務所」と、「第二百四十五条第一項」とあるのは、「水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第九十二条第三項ニ於テ準用スル同法第五十四条の二第二項」と、「株主」とあるのは「会員」と読み替えるものとする。

4| 漁業協同組合連合会の総会員（水産業協同組合法第八十九条第一項に規定する准会員（以下この項において「准会員」という。）を除く。）の六分の一以上の会員（准会員を除く。）が前項において準用する商法第二百四十五条ノ五第二項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に当該漁業協同組合連合会に対し書面をもって信用事業の全部又は一部の譲受けに反対の意思の通知を行ったときは、第一項に定める手続による信用事業の全部又は一部の譲受けを行うことはできない。

(水産加工業協同組合連合会の信用事業の全部又は一部の譲受けにおける総会手続の特例)  
第三十条 水産加工業協同組合連合会が漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は他の水産加工業協同組合連合会から信用事業（水産業協同組合法第十一条の四第二項）同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する信用事業をいう。以下この条において同じ。）の全部又は一部の譲受けを行う場合において、その対価が最終の貸借対照表により当該水産加工業協同組合連合会に現

存する純資産額の二十分の一を超えないときは、同法第百条第三項において準用する同法第五十四条の第二第二項の規定にかかわらず、同項の総会の議決を要しない。

2| 水産加工業協同組合連合会が前項の規定により総会の議決を経ないで信用事業の全部又は一部の譲受けを行う場合における水産業協同組合法第百条第三項において準用する同法第五十四条の第二第六項において準用する同法第五十三条第一項の規定の適用については、同項中「議決の日」とあるのは、「理事会の議決の日」とする。

3| 水産加工業協同組合連合会が第一項の規定により総会の議決を経ないで信用事業の全部又は一部の譲受けを行う場合については、商法第二百四十五条ノ五第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「商号及本店」とあるのは「名称及主たる事務所」と、「第二百四十五条第一項」とあるのは「水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第百条第三項ニ於テ準用スル同法第五十四条の第二第一項」と、「株主」とあるのは「会員」と読み替えるものとする。

4| 水産加工業協同組合連合会の総会員（水産業協同組合法第九十八条の第二第一項に規定する准会員）以下この項において「准会員」という。（を除く。）の六分の一以上の会員（准会員を除く。）が前項において準用する商法第二百四十五条ノ五第二項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に当該水産加工業協同組合連合会に対し書面をもって信用事業の全部又は一部の譲受けに反対の意思の通知を行ったときは、第一項に定める手続による信用事業の全部又は一部の譲受けを行うことはできない。

(削る)

第三節 合併等における債権者の異議の手続の特例

(信用金庫等の合併における債権者の異議の手続の特例)

第三十一条 信用金庫等が他の信用金庫等と合併を行う場合における信用金庫法第五十八条第五項の規定において準用する同法第五十一条第二項の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは、「ならない。ただし、当該金庫が当該公告を官報のほか、公告をする方法として定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載するときは、当該金庫による各別の催告は、することを要しない。」とする。

(信用協同組合等の合併における債権者の異議の手続の特例)

第三十二条 信用協同組合等が他の信用協同組合等と合併を行う場合における中小企業等協同組合法第六十二条第一項において準用する同法第五十六条第一項の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは、「ならない。ただし、当該組合が当該公告を官報のほか、公告をする方法として定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載するときは、当該組合による各別の催告は、することを要しない。」とする。

(労働金庫等の合併における債権者の異議の手続の特例)

第三十三条 労働金庫等が他の労働金庫等と合併を行う場合における労働金庫法第六十二条第五項において準用する同法第五十六条第二項の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは、「ならない。ただし、当該金庫が当該公告を官報のほか、公告をする方法と

して定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してときは、当該金庫による各別の催告は、することを要しない。」とする。

(合併転換法の合併における債権者の異議の手續の特例)

第三十四条 合併転換法第三条第一項第二号及び第四号から第六号までに掲げる異種の金融機関の合併が行われる場合における当該合併を行う協同組織金融機関(合併転換法第二条第三項に規定する協同組織金融機関をいう。)(に係る債権者の異議の催告については、合併転換法第十一条第四項の規定を準用する。

(金融機関等の営業又は事業の全部の譲渡又は譲受けにおける債権者の異議の手續の特例)

第三十五条 第二条第一項第一号から第八号までに掲げる金融機関等が営業又は事業の全部の譲渡又は譲受けを行う場合における銀行法第三十四条第一項(長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第一項、協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)第六条第一項及び労働金庫法第九十四条第一項において準用する場合を含む。)(の規定の適用については、同項中「ならない。」とあるのは、「ならない。ただし、当該銀行が、当該公告を官報のほか、公告をする方法として定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してときは、当該銀行による各別の催告は、することを要しない。」とする。

(農林中央金庫の信用事業の全部の譲受けにおける債権者の異議の手續の特例)

第三十六条 農林中央金庫が特定農水産業協同組合等から再編強化法第二条第三項に規定する信用事業の全部の譲受けを行う場合における再編強化法第二十七条の規定の適用については、同条中「第十二条第一項、第二項、第四項及び第五項」とあるのは、「第十二条」と、「第十二条第一項及び第五項」とあるのは、「第十二条第一項、第三項及び第五項」とする。

第三十七条 削除

(漁業協同組合連合会の信用事業の全部の譲受けにおける債権者の異議の手續の特例)

第三十八条 漁業協同組合連合会が漁業協同組合、他の漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会から信用事業(水産業協同組合法第十一条の四第二項)同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第九十条第一項において準用する場合を含む。)(に規定する信用事業をいう。)(の全部の譲受けを行う場合における同法第五十四条の二第六項(同法第九十一条第三項、第九十六条第三項及び第九十条第三項において準用する場合を含む。)(において準用する同法第五十三条第二項の規定の適用については、同項中「ならない。」とあるのは、「ならない。ただし、当該出資組合が、当該公告を官報のほか、公告をする方法として定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してときは、当該出資組合による各別の催告は、することを要しない。」とする。

(水産加工業協同組合連合会の信用事業の全部の譲受けにおける債権者の異議の手續の特例)

第三十九条 水産加工業協同組合連合会が漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は他の水産加工業協同組合連合会から信用事業(水産業協同組合法第十一条の四第

(削る)

第十六条 (略)

第十七条 (略)

第十八条 (略)

第十九条 (略)

第二十条 (略)

第二十一条 (略)

第二十二条 (略)

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の

二項(同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。)に規定する信用事業をいう。)の全部の譲受けを行う場合における同法第五十四条の二第六項(同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。)において準用する同法第五十三条第二項の規定の適用については、同項中「ならない。」とあるのは、「ならない。ただし、当該出資組合が、当該公告を官報のほか、公告する方法として定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してするとき、当該出資組合による各別の催告は、そのことを要しない。」とする。

(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の適用関係)

第四十条 金融機関等が行う合併につき第四章第二節の規定の適用がある場合における金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)第九十七条第七号及び第三百四十四条第七号の規定の適用については、同法第九十七条第七号中「日時」とあるのは、「日時(当該協同組織金融機関が総会又は総代会の議決又は承認を経ないで合併するときはその旨)」「と、同法第三百四十四条第七号中「日時」とあるのは、「日時(当該信用金庫が総会又は総代会の承認を経ないで合併するときはその旨)」「とする。

第四十一条 (略)

第四十二条 (略)

第四十三条 (略)

第四十四条 (略)

第四十五条 (略)

第四十六条 (略)

第四十七条 (略)

2 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、前項の違反行

業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした金融機関等の取締役、執行役又は理事は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 第十条第一項又は第十七条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公告又は催告を不正に行つたとき。

二 第十二条第一項から第六項まで又は第十三条第一項から第八項までの規定に違反して、譲り受けた持分を消却したとき。

為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても、同項の刑を科する。

第四十八条（同上）

一 第十条第一項又は第四十二条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公告又は催告を不正に行つたとき。

二 第十二条第一項から第八項まで又は第十三条第一項から第八項までの規定に違反して、譲り受けた持分を消却したとき。